

雇用促進税制の創設 (所得税、法人税、法人住民税)

雇用促進税制の創設

雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等を創設。

5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除

- ①適用要件：
 - ・ 事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・ 当事業年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・ 当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
 - ・ 風俗営業等を営む事業主ではないこと
- ②要件確認：
 - ・ 企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出。
 - ➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・ 事業年度終了後、雇用促進計画の達成状況を記載し、ハローワークに提出。
 - ・ 企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
 - ➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用」を確保
- ③措置内容：雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）
- ④適用期限：〔法人〕平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
〔個人〕平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年

